九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

マルクス残虐立法論の源泉 : イーデン『貧民の状態』

福留, 久大

https://doi.org/10.15017/4474812

出版情報：經濟學研究. 44 (4/6), pp.167-193, 1979-08-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

マルクス残虐立法論の源泉

——イーデン『貧民の状態』——

福　留　久　大

小稿は，『資本論』第1巻第24章「いわゆる本源的蓄積」第3節「15世紀末以後の被収奪者に対する血の立法。労賃引下げのための諸法律」の前半を成す「血の立法」論・「残虐立法」論について，それがイーデン『貧民の状態』をその文献的源泉としている事情を証明することを，目的とするものです。

以上ただひとつの事実を呈示し，それに伴なうマルクスの誤解，『資本論』邦訳者の誤解を指摘するだけがここでの仕事であり，それを越えてマルクスの，或いはイーデンの「血の立法」論・「残虐立法」論に関する分析を試みることは出来ませんでした。唯今は，事実分析の準備を欠き，別の機会を待つしかありません。

したがって，通常の場合ならば，小稿は「資料」欄に属すべきものかと考えられます。しかし，本号は，岩元和秋教授還暦記念のために全頁が「論文」欄に充当されることになっています。その意味で，小稿は本号に列するにふさわしくないのではないかと虞れます。やむをえず不十分なものを提出しますが，「論文」とする準備を整えることの出来なかった不明を恥じつつ，関係の皆様の御容赦を念ずる次第です。

1

「資本の蓄積」と言うとき，マルクスは，決して単なる資金の蓄積を意味したのではない。マルクスの念頭には，資本の蓄積は賃銀労働者の増加を意味するということがあった。

その経済学研究の初期の作品，1849年の『賃労働と資本』のなかで，既に次のような文章が書き残されている。「資本は賃労働を前提し，賃労働は資本を前提する。両者はたがいに条件になりあう。両者は相互に生みだしあう。」「資本がふえるのは，プロレタリアートが，すなわち労働者階級がふえることである。」(K. Marx, *Lohnarbeit und Kapital*, 1849, Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Bd. 6. 1959, S. 410)

『資本論』に至ると，その点は，更に明確になる。例えば，第7篇「資本の蓄積」第23章「資本主義的蓄積の一般的法則」において，次のように概括されている。「単純再生産が資本関係そのものを，一方に資本家，他方に賃銀労働者を，絶えず再生産するように，拡大された規模での再生産，すなわち蓄積は，拡大された規模での資本関係を，一方の極により多くの資本家またはより大きな資本家を，他方の極により多くの賃銀労働者を，再生産する。絶えず資本に価値増殖手段として合体されなければならない労働力，資本から離れることが出来ない労働力，資本への隷属が，ただそれが売られて行く個々の資本家が入れ替ることによって隠されているにすぎない労働力，労働力の再生産は，事実上，資本そのものの再生産の一契機をなしているのである。したがって資本の蓄積はプロレタリアートの増殖なのである。」(K. Marx, *Das Kapital*, Vol. I, 1867, Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Bd. 23, 1962. SS.641-642)

このように，蓄積概念に賃銀労働者の再生産を不可欠の一環として含めて理解したマルクスが，第24章「いわゆる本源的蓄積」において，「資本主義的蓄積に先行する『本源的』蓄積（アダム・スミスの言う『先行的蓄積』）」(S. 741) を解明するに際して，賃銀労働者の端緒的初発的形成を最重要な契機としたことは，極めて正当な措置だったといわねばならない。

第24章第1節「本源的蓄積の秘密」において，このような基調に添って資本主義的蓄積に対する本源的蓄積の核心が，次のように説明される。「資本関係は，労働者と労働実現条件の所有との分離を前提する。資本主義的生産がひとたび自分の足で立つようになれば，それはこの分離をただ維持するだけでなく，ますます大きくなる規模でそれを再生産する。だから，資本関係を創造する過程は，労働者を自分の労働条件の所有から分離する過程，すなわち，一方では社会の生活手段と生産手段を資本に転化させ他方では直接生産者を賃銀労働者に転化させる過程以外のなにものでもありえないのである。つまり，いわゆる本源的蓄積は，生産者と生産手段との歴史的分離過程にほかならないのである。(S. 742)」「本源的蓄積の歴史のなかで画期的なものといえば，形成されつつある資本家階級のために槓杆として役だつような変革はすべてそうなのであるが，なかでも画期的なのは，人間の大群が突如暴力的にその生活維持手段から引離されて無保護なプロレタリアとして労働市場に投げだされる瞬間である。農村の生産者すなわち農民からの土地収奪は，この全過程の基礎をなしている。(S. 744)」

第24章第2節「農村住民からの土地の収奪」では，15世紀以降のイギリスを主対象として，「耕地の牧羊場化」のための「農民の土地からの暴力的駆逐 (S. 746)」，「封建家臣団の解体 (S. 746)」，「宗教改革，またその結果としての大がかりな教会領の横領 (SS. 748–749)」，「国有地の横領 (S. 751)」，「共同地囲込法案 (S. 753)」，スコットランド高地における「地所の清掃 (S. 756)」等の例示によって，無産者の創出と「封建的所有や氏族的所有の近代的所有への転化 (S. 760)」とが，叙述される。

第24章第3節「15世紀末以後の被収奪者に対する血の立法。労賃引下げのための諸法律」は，その表題に明示されているように，ふたつの部分から構成されている。

小稿で取扱うのは，そのふたつの部分の前半，「血の立法」・「残虐立法」(Blutgesetzgebung) に関する叙述である。

血の立法・残虐立法に関するこの部分は，背景の説明から始まる。「封建家臣団の解体や継続的な暴力的な土地収奪によって追い払われた人々，このような無保護なプロレタリアートは，それが生みだされたのと同じ速さでは，新興のマニュファクチュアによって吸収されることが出来なかった。他方において，自分たちの歩き慣れた生活の軌道から突然投げ出された人々は，にわかに新しい状態の規律に順応することは出来なかった。彼らは，群れをなして乞食になり，盗賊になり，浮浪人になった。それは，一部は性向からであったが，大抵は事情の強制によるものだった。こういうわけで，15世紀の末と16世紀の全体とを部じて西欧全体で浮浪に対する血の立法が行なわれたのである。今日の労働者階級の父祖たちは，まず第一に，彼らの強制された浮浪民化と窮乏民化とを処罰

されたのである。立法は，彼らを『自由意志による』犯罪者として取り扱った。そして，もはや存在しない古い諸関係の下で労働を続けるか否かも彼らの善意に依存しているものと考えたのである。(SS. 761-762)」

血の立法・残虐立法に関するこの部分は，マルクスによる意義づけで以て締め括られ，次の「賃銀引下げのための諸法律」へと移行する。「資本への労働者の従属」「労働者に対する資本家の支配」が確保されるために，発展した資本主義にあっては「経済的諸関係の無言の強制」(der stumme Zwang der ökonomischen Verhältnisse) だけでほぼ足りるのに対して，資本主義の生成期にあっては「経済外的な直接的な暴力」(die außerökonomische, unmittelbare Gewalt) が必要不可欠であることが，強調されている。その一節全体を引用すると，次の通りである。「一方の極に労働条件が資本として現われ，他方の極に自分の労働力以外には何も売るべきものを持たない人間が現われることだけでは，まだ十分ではない。また，このような人間が自由意志で自分を売らざるをえないように強要することだけでも，まだ十分ではない。資本主義的生産の進展につれて，教育や伝統や慣習によって，この生産様式の諸要求を自明の自然法則と認める労働者階級が発展してくる。完成した資本主義的生産過程の組織は，あらゆる抵抗を打ち破る。相対的過剰人口の不断の生産は労働の需要供給の法則を，したがってまた労賃を，資本の増殖欲求に適合する軌道内に保つ。経済的諸関係の無言の強制は，労働者に対する資本家の支配を確立する。経済外的な直接的な暴力も相変らず用いられはするが，しかし例外的でしかない。事態の通常の進行の限りでは，労働者は『生産の自然法則』に，すなわち生産諸条件そのものから生じて生産諸条件によって保証され永久化されているところの資本への労働者の従属に，任されたままでよい。資本主義的生産の歴史的生成期には，そうではなかった。興起しつつあるブルジョアジーは，労賃を『調節する』ために，すなわち労賃を貨殖に好都合な枠のなかに押し込むために，また，労働日を引き延して労働者自身を正常な従属度に維持するために，国家権力を必要とし，利用する。これこそは，いわゆる本源的蓄積の一つの本質的な契機なのである。(SS. 765-766)」

ここに引用したふたつの文章の間を埋めているのが，「イギリスでは，この立法はヘンリー7世の治下で始まった。(S. 762)」という文に続く，ヘンリー8世，エドワード6世，エリザベス，ジェームズ1世それぞれの治下での血の立法・残虐立法の例示である。

そして，これらチューダー朝およびスチュアート朝の諸王の法規についてのマルクスの説明は，マルクスの註記はないが，イーデン『貧民の状態』第1巻82～87頁，101～102頁，111～112頁，127～128頁，139～140頁の文章を訳出したものであること――それを明らかにするのが，小稿での私の仕事である。

『貧民の状態』とその著者について，ごく簡単に触れておく。

THE STATE OF THE POOR: OR, AN HISTORY OF THE LABOURING CLASSES IN ENGLAND, FROM THE CONQUEST TO THE PRESENT PERIOD; In which are particularly considered,

THEIR DOMESTIC ECONOMY, WITH RESPECT TO DIET, DRESS, FUEL, AND HABITATION; AND the various Plans which, from time to time, have been proposed, and adopted, for the RELIEF of the POOR: TOGETHER WITH PAROCHIAL REPORTS Relative to the Administration of Work-houses, and Houses of Industry; the State of Friendly Societies, and other Public Institutions; in several Agricultural, Commercial, and Manufacturing, Districts. WITH A LARGE APPENDIX; CONTAINING A COMPARATIVE AND CHRONOLOGICAL TABLE OF THE PRICES OF LABOUR, OF PROVISIONS, AND OF OTHER COMMODITIES; AN ACCOUNT OF THE POOR IN SCOTLAND; AND MANY ORIGINAL DOCUMENTS ON SUBJECTS OF NATIONAL IMPORTANCE.

By Sir FREDERIC MORTON EDEN, Bart.

IN THREE VOLUMES. LONDON. 1797.

大変長いが，これが正式の書名である。

『貧民の状態。または，イングランドに於ける労働者階級の歴史，ウィリアム1世の英国征服に筆を起し，現時点にまで説き及ぶ。就中，食事・衣料・燃料・住居に重点をおいて彼らの家庭経済を詳述す，また貧民救済のためにあれこれの時に提案され採択された種々の計画にも論及するところ多し。併せて，いくつかの農業地域，商業地域，工業地域における労役場と授産場との管理，および共済組合とその他の公共施設との状態に関連する教区報告を収録す。一大付録として，労働の価格・食料の価格・その他商品の価格を空間的に，時間的に比較した表，スコットランドにおける貧民の状況説明，その他国民的重要性をもつ諸事項に関わる原生の記録の数々を含む。』従男爵サー・フレデリック・モートン・イーデン著，全3巻，ロンドンにて1797年刊。これによって，この浩瀚な書物の取扱っている問題の輪郭を把むことが出来るであろう。縦 25.5 cm，横 19 cm の大型で，1巻663頁，2巻700頁，3巻550頁の大冊である。その主要部分の要旨は，都築忠七「イーデン『貧民の状態』(1797)」(山口経済学雑誌，第2巻第3号，第3巻1号収録）によって閲読できる。

著者イーデン，生年が1766年，没年は1809年，43年の生涯で，『貧民の状態』刊行のときは31歳。出生地はダーハム (Durham) と考えられている。突然の死は，彼自身創立者の一人であり，後にはその会長となったグローブ保険会社 (Globe Insurance Company) の執務室においてだった。サー・ロバート・イーデン (Sir Robert Eden) の長男で，初代オークランド卿ウィリアム・イーデン (William Eden, the first Lord Auckland) の甥。ウィリアム・イーデンは，小ピットの友人として著名で，通商委員会の議長 (President of the Board of Trade) を務めたことがある。1746年の英仏通商条約成立に際し，ピットの命を受け交渉の任に当ったのが，彼である（北野大吉『英国自由貿易運動史』1943年，37頁)。

フレデリック・モートン・イーデンは，オックスフォードのクライスト・チャーチ (Christ Church, Oxford) で教育を受けた後，1787年に学士の称号 (Bachelor of Arts) を授与され，1789年に修士の称号 (Master of Arts) を授与された。その後は，殆どロンドンで暮し

たという。「彼の書いていることから，彼が広い範囲に亘って読書していたことが，分る。彼が引用している，したがって確かに読んでいる，貧民の歴史に関する書物や冊子は，驚異的な点数に及んでいる。そのうえ，他の著者への数多くの論及は，公正であって，『国民人物事典 (Dictionary of National Biography)』の言う通り，彼が教養に富み学者的精神の持主であることを物語っている。だが，彼は，この大きな論題に直接関連ある書物を読むことだけに専念していたわけではない。彼の比較的短命であった生涯は，実業の世界に費されたのだった。彼は弁護士業を職業として営むべく企てたような形跡は全くないが，それにもかかわらず，熟慮を重ねて，複雑極まりない英国の法律の多くに通じていた。」(Abridged Edition of *"The State of the Poor"*, Abridged and edited by A. G. L. Rogers, with an Introduction, 1929, Introduction, p. xix. 尚，ここでのイーデンの履歴も，特記したもの以外はすべてこの縮約版『貧民の状態』の序文に依った。)

『貧民の状態』と著者とについて一瞥したので，以下『資本論』におけるチューダー朝，スチュアート朝の血の立法・残虐立法の例示の検討に移る。その検討の便宜のために，チューダー朝，スチュアート朝の治世期間の一覧表を付しておきたい。

Table of the Reigns

THE TUDORS

The Reign of Henry the Seventh
1485–1509 24 years

The Reign of Henry the Eighth
1509–1547 38 years

The Reign of Edward the Sixth
1547–1553 6 years

The Reign of Mary
1553–1558 5 years

The Reign of Elizabeth
1558–1603 45 years

THE STUARTS

The Reign of James the First
1603–1625 22 years

The Reign of Charles the First
1625–1649 24 years

(Charles Dickens; A Child's History of England, Everyma's Library edition, p. xvi)

2

マルクス・(A)

(1)「ヘンリー8世，1530年。年老いた乞食たちおよび労働能力なき乞食たちは，乞食免許を貰う。(2)それに反して，腕力のある浮浪者たちは，鞭打たれ，拘禁される。(3)彼らは，荷車のうしろに繋がれて，身体から血が流れ出るまで鞭打たれ，その後に，その出生地または最近3年間の居住地に帰って『労働につく』(to put himself to labour) ことを誓約しなければならない。何という残酷な皮肉！(4)ヘンリー8世第27年の法規では，前の法規が繰返されるが，新たな補足によって厳しくされた。浮浪罪で再度逮捕されると鞭打ちが繰返されて，耳を半分切取られるし，三犯になると逮捕者は重罪犯人および共同社会の敵として死刑に処されることになる。」(『資本論』第1巻第24章第3節の第3分節。Marx; *a. a. O.*, SS. 762–763. 下線は引用者，以下同じ。)

イーデン・(B)

(1) By an Act passed in 1530, beggars were divided into two classes; viz. the aged and impotent, and vagabonds and idle persons; and justices of the peace were empowered to licence such persons of the first description, by letter under their seals, to beg within a certain precinct, as they should think had most need. Their names were directed to be registered, and to be certified at the next sessions. Persons authorized to beg, and begging in any other place than the limits assigned them, were ordered to be imprisoned in the stocks for two days and two nights, and fed on bread and water, and were afterwards to be sworn to return immediately to the place they were licensed to beg in.

(2) Impotent persons begging without a licence, were to be taken up, and whipped, or set in the stocks, according to the discretion of the justices, and sworn to beg only in such place as the justices should point out.

While the Legislature thus sanctioned mendicity in persons incapacitated from working, they imposed very severe punishments on vagrants, who were able to labour. (3) Every vagabond, whole and mighty in body, who should be found begging, and could give no account how he got his living, was to be tied to the cart's tail, and whipped, (more severely, I should imagine, than impotent beggars,) till his body was bloody by reason of such whipping; and then sworn to return to the place where he was born, or last dwelt for the space of three years, and there put himself to labour. Persons delivered out of gaol had liberty to beg for their fees, on procuring a licence from the gaoler, or a testimonial from the clerk of the piece.

(Eden; *The State of the Poor*, Vol. I. pp. 82–83)

(1)「1530年に制定された一法規によって，乞食たちはふたつの等級に分割された。すなわち，年老いた者たちおよび無能力の者たち，そして，浮浪者および怠惰者共，である。治安判事たちは，第一の種類のなかで彼らが最も大きい必要度があると考える者たちに，調印確証された文書で，一定区域内で乞食することを認可する権限を与えられた。彼らの名前は，登録され，次の（微罪や認可事項の処理などのために開かれる—引用者）法延で確認されるように定められていた。乞食することを認められた者たちでも，どこであれ指定された区域以外の場所で乞食していた場合には，(足を差込むふたつの穴のあいた厚板でできた—引用者）さらし台に2日2晩の間にわたって拘禁され，パンと水の食事しか与えられないということになっており，その後はただちに彼らが乞食することを認められた場所へ帰ることを誓約させられることになっていた。(2) 無能力のものが，免許なしで乞食している場合には，逮捕され，治安判事の決定にしたがって鞭打ちを加えられるか，さらし台に拘禁されるかしたのであり，その後で治安判事の指定した場所でだけ乞食することを誓

約させられることになっていた。

立法機関は，一方では，労働することの出来ない者たちにこういう具合に乞食することを公認していたが，他方では，労働することの可能な浮浪者たちには非常に苛酷な刑罰を課していた。(3) 身体が健康で力のある浮浪者は誰であれ，乞食しているところを見つけられ，どんな風に生計をたてているか説明できないときには，荷車の後尾に繋がれ，（無能力の乞食たちの場合よりも一層ひどく，と私は想像するのだが）その鞭打ちが原因で彼の身体が血だらけになるまで鞭打たれ，彼の出生地または最近3年間の居住地に帰ってそこで労働につくことを誓約させられる定めになっていた。牢獄から釈放された者たちは，牢番から免許を得たうえで，または，治安裁判所の書記から資格証明書を入手して，施物を求めて乞食する自由を有していた。」

上の文章に続けてイーデンは，ヘンリー8世第27年の法規に言及する。

It is probable that inconveniences arose from begging being thus permitted, encouraged, and even sanctioned by the Legislature; for, within five years, several material alterations were made in the laws respecting the impotent poor. The preamble of the 27th Henry VIII. c. 25. states, That it was not provided by the Act, above quoted, how poor people and sturdy vagabonds should be ordered at their repair and coming into their countries, nor how the *inhabitants of every hundred should be charged for their reliefe*, nor yet *for the setting and keeping in worke and labour the said valiant beggers, at their repaire into every hundred of this realme*. (Eden; *op. cit.*, p. 83)

「こういう具合に乞食行為が許可され，助長され，さらに立法機関によって公認されさえしたことから，不都合が生じてきたものと考えられる。何故なら，5年たつうちに，無能力な貧民たちに関連する法律にいくつかの実質的な変更が加えられたからである。ヘンリー8世第27年の法令第25号に付された前文は，述べている。上に引用した法規では，貧民たちや強健な浮浪者たちが彼らの田舎へ帰ってきたときどういう措置が採られるべきか，彼らの救済のために，またこの王国の各地域へ帰ってきたときに前述の身体の丈夫な乞食たちを仕事と労働に定着さすために，各地域の住民たちはどういう義務を負うべきか，そういう事に関する規定が与えられていなかった。」

この文章の後，イーデンは，扶養の義務化とそのための課税の恒常化が定められたことを述べ，83頁の残りおよび84頁，85頁，86頁全部を，それらを巡る法規の引用に充てている。そして87頁が次の文章から始まる。

With respect to vagabonds, (who in this statute are denominated Rufflers and valiant beggars,) the penalty for begging is extremely severe; for the first offence a vagavond was already subject to a whipping by the former statute, and was to be sworn to return to the place of his birth, or where he resided for the last three years: as, however, he could have no visible means of subsistence during his journey, the present statute directed, that he should be at liberty, at the end of every ten miles,

to repair to any constable of a parish in his direct road, and, on producing a testimonial of his having been whipped and passed to his own country, should be entitled to meat, drink, and lodging for one night only, or for one meal.(4) If, after having been apprehended, whipped, and sent home, he should again wander, loiter, or idly use himself and play the vagabond, and absent himself from such labour as he should be appointed unto; he was ordered not only to be whipped again, and sent to the place whereunto he was first appointed, but also to have the upper part of the gristle of his right ear cut clean off. That statute adds this severe clause, that, "if he shall again offend, he shall be committed to gaol till the next sessions, and being there convicted upon indictment, he shall have judgment to suffer pains and execution of death as a felon, and as an enemy of the commonwealth."

(Eden, *op. cit.*, p. 87)

「浮浪者（彼らはこの法規では，悪漢連および身体強健な乞食連と名づけられている）に関していうと，乞食行為に対する刑罰は極端に苛酷である。初犯の場合に，浮浪者は既に先の法規で鞭打ちに処せられることになっており，彼の出生地または最近3年の居住地に帰ることを誓わされることになっていた。しかしながら，その帰りの旅の間彼の生命を支える現物手段を彼は持っていないので，新しい法規は次のような事を規定した。彼は，10マイルごとに，直進路にある教区の治安官のところに行き，鞭打ちを受け郷里に送還されるのだという証明書を差し出せば，ひと晩限りまたは1回の食事の間食肉，飲物，そして宿を自由にできる権利を与えられるはずだと。(4) もしも，逮捕され，鞭打たれ，郷里に送り返された後で，彼が再度流浪し，のらくらしたり，あるいは怠けて浮浪を仕出かし，彼に指定された労働から逃げていると，彼は，再度鞭打たれ，最初指定された所に送りもどされたうえで，彼の右耳の軟骨の上半部分を切りとられねばならない定めになっている。その法規は，次のような苛酷な条項をも加えている。『彼が更に累犯すれば，彼は次の法廷まで牢獄に拘禁されておらねばならず，告発に基づいて有罪とされると，重罪犯人として，また共同社会の敵として，死刑に処せられるとの判決を受けねばならない。』

検討・M & E

『資本論』から摘録した部分を（A）とし，『貧民の状態』から引用した部分を（B）として，対比してみよう。

〈A—1〉は，「1530年」という年次を〈B—1〉と共通に含むこと，〈A—1〉の「年老いた乞食たちおよび労働能力なき乞食たち（alte und arbeitsunfähige Bettler)」が〈B—1〉の「ふたつの等級に分割された」「乞食たち」の「第一の種類」に該当する「年老いた者たちおよび無能力の者たち（the aged and impotent)」と比較して，意味内容において相似ているだけでなく，文字形式において——(alte und arbeitsunfähige Bettler) という複数形と（the aged and impotent）という形容詞の前に the をつけた複数名詞の代用形——共通性を有すること，乞食免許がそういう種類の者たちに限られることを共通に述べて

いることからみて，〈A—1〉の文章は，〈B—1〉の文章を短縮したものであると考えられる。

〈A—3〉にあっては，「荷車のうしろに繋がれる」こと，「血が流れ出るまで鞭打たれる」こと，「出生地または最近3年間の居住地に帰って『労働につくこと』を誓約」する点など，ほぼ全文が〈B—3〉に共通する。特に，マルクスが，「労働につくこと」"sich an die Arbeit zu setzen" (to put himself to labour) と，付記している英文に注目すると，それは，イーデンの文章の対応する位置にあるものと同じである。これらの事実に基づいて，〈A—3〉の文章は，〈B—3〉の文章を一部削除して成立したものであると考えられる。

〈A—4〉についてみると，再犯のとき鞭打ちが繰返されることと耳の半分を切り取られること，三犯のとき重罪犯人および共同社会の敵として死刑に処せられることは，〈B—4〉と共通している。さらに，(A) 全体および (B) 全体から，この部分が，ヘンリー8世第27年の法規のなかでの身体強健な浮浪者の取締り規則に関説していることが読みとれる。そうであれば，〈A—4〉の文章が，〈B—4〉を中核とする (B) の文章の圧縮形である，と推定することが出来る。

以上，〈A—1〉〈B—1〉，〈A—3〉〈B—3〉，〈A—4〉〈B—4〉に焦点を合わせてみることによって，ヘンリー8世治下の血の立法に関するマルクスの叙述は，イーデンをその典拠としていることが，大略推察されることになる。

尤も，マルクスの文章とイーデンの文章とに共通性が存在することだけを以て，前者が後者に依存したと結論づけるのは，早計のそしりを免れえない。何故ならば，マルクス，イーデンともに英国の法令を対象として叙述を展開しているのであってみれば，両者に共通性が生まれることは，前者が後者に依存しない場合でも，十分ありうるからである。そこで，ここでは，マルクスの文章が，法令そのものよりも，イーデンの文章に接近している例を挙げて，マルクスのイーデンへの依存度の高さを示すこととしたい。

ヘンリー8世第22年の法律第12号「乞食と浮浪者の処罰に関する法令」(An Acte concernying punysshement of Beggers & Vacabunds. 22° Hen. VIII. c. 12) をみると，マルクスの〈A—1〉の文章，イーデンの〈B—1〉の文章に対応する個所では，「年老いた貧民たちと能力なき者たち (aged poore & impotent persons)」という言葉が用いられていて，イーデンの「乞食たち」のなかの「年老いた者たちと能力なき者たち」という言葉とマルクスの「年老いた乞食たちと労働能力なき乞食たち」という言葉の相似性に比べて，多少隔たりを示している。ただ，この法令のなかでも後に「年老いた乞食と能力なき乞食 (aged & ympotent begger)」というイーデンおよびマルクスのそれに似た言葉が——単数形ではあるが——用いられているので，イーデンおよびマルクスとの隔たりもそれだけ稀薄になる。(*The Statutes of the Realm*, Vol. Ⅲ., p. 328)

それに対して，マルクスの〈A—3〉の文章，イーデンの〈B—3〉の文章に対応する個所で，マルクスが「労働につく」(put himself to labour) と英文を付記している部分に着目すると，法令中の文章は (put hym selfe to

laboure）となっていて，イーデンおよびマルクスに対して，相当隔たりがある。つまり，マルクスがイーデンに依っていることを裏づける一材料とはなるであろう。(*The Statutes of the Realm*, Vol. Ⅲ., p. 329)

残された〈A—2〉について，イーデンが典拠であるという観点からみるときには，マルクスに多少の誤りが生じているように見受けられる。「それに反して，腕力のある浮浪者たちは，鞭打たれ，拘禁される」。この文章の主語に注目すると，イーデンの文章で「力のある浮浪者」に関説しているのは〈B—3〉であるが，そこには「鞭打ち」は述べられていても「拘禁」は文言上は登場していない。この文章の述語に注目すると，イーデンの文章で「鞭打ち」と「拘禁」とが物語られているのは，〈B—2〉であるが，そこでは「鞭打たれ」かつ「拘禁される」二者加重ではなく，「鞭打たれる」か「拘禁される」二者択一となっているし，主題が，「無能力なもの」の免許外の乞食行為となっている。いずれにしろ，この個所では，主語と述語の繋がりにおいて，マルクスには小さな混同があるようである。

翻訳について

この部分の冒頭の一句「年老いた乞食たちおよび労働能力なき乞食たちは乞食免許を貰う（alte und arbeitsunfähige Bettler erhalten eine Bettellizenz)」の主語 alte und arbeitsunfähige Bettler は複数形である。男性名詞 Bettler は単数複数同型であるが，定冠詞類も不定冠詞類もなく形容詞だけであるから alte, arbeitsunfähige は複数一格を示す（単数一格なら alter, arbeitsunfähiger)。また動詞 erhalten は三人称複数を示す（三人称単数なら erhalt)。とするならば，それはイーデンの「年老いた者たちおよび無能力の者たち（the aged and impotent)」における形容詞の前に定冠詞 the をつけた複数普通名詞の代用形を，的確にドイツ語に訳したものといえよう。alte und arbeitsunfähige Bettler, the aged and impotent の今日の一般的解釈は，「年老いて，それ故に労働能力のなくなった乞食たち」，「年老いて無能力な者たち」であるだろう。しかし「年老いた乞食たちおよび労働能力なき乞食たち」，「年老いた者たちおよび無能力の者たち」と解釈する余地が全くないわけではない。特に時をさかのぼるほどその余地は拡がる。そこで法令原文中の（aged poore & impotent persons）の意味をより良く反映するために，一般と異なる訳語を付けることにした。したがって，「老年にして労働能力なき乞食」（高畠素之訳，改造社版，第1巻第2冊，730頁)，「老いて労働能力なき乞食」（長谷部文雄訳，青木文庫，第4分冊，1121頁)，「老齢で労働能力のない乞食」（向坂逸郎訳，岩波文庫，第3分冊，373頁。岡崎次郎訳，国民文庫，第3分冊，395頁)，「老いて労働能力のない乞食」（宮川実訳，あゆみ出版版，第3分冊，225頁）とは，相違することとなった。

3

マルクス・(C)

「(1)エドワード6世。その治世第1年である1547年の一法規では，労働することを拒む者は，彼を怠惰者として告発した者の奴隷となることを，宣告されるべきものと規定している。主人はパンと水と薄い飲物と，適当と思われる屑肉とをもって，その奴隷を養うべきである。彼は，いかに厭わしい労働でも，鞭と鎖とで奴隷に強要する権利を有する。(2)奴隷が逃亡して14日間に及ぶと，彼は終身奴隷の宣告を受けて，額か頬にS字を烙印されねばならず，逃亡3回目には，国家の反逆者として死刑に処せられる。(3)主人は，奴隷を他の動産や家畜と全く同様に，売却し，遺贈し，奴隷として賃貸することができる。(4)奴隷が主人に逆らって何かを企てれば，やはり死刑にされる。(5)治安判事は，訴えに

基づいて，こういう奴らを捜索しなければならない。浮浪者が，3日間無為に徘徊していたことが発覚すれば，出生地に送られ，赤熱の鏝で，胸にV字を烙印される。その地で鎖に繋がれて，街路上その他の労役に使用されねばならない。(6) 浮浪者が虚偽の出生地を申し立てた場合には，罰としてその地の住民または団体の終身奴隷とされ，S字を烙印される。(7) 誰でも，浮浪者からは，その子供を取上げて，男児は24歳まで，女児は20歳まで，徒弟としておく権利を有する。もし彼らが逃亡するならば，この年齢まで親方の奴隷とされ，親方は彼らを鎖に繋ぐも鞭打つも意のままにすることが出来る。(8) すべて主人は，奴隷の首，腕または脚に鉄の環をはめて，彼を識別しやすくし，また自分のものなることを確実にしておくことを許される。(9) この法規の最後の部分は，ある種の貧民が，彼らに食物および飲物を与えて仕事をみつけてやろうとする地域または個人によって使用されるべきことを規定している。(10) この種の教区奴隷は，イングランドでは19世紀になっても長くroundsmen（廻り歩く者）という名で保存された。」

（『資本論』第1巻第24章第3節の第4分節。Marx; *a. a. O.*, S. 763)

イーデン・(D)

(1) It was therefore enacted, "That if any man, or woman, able to work, should refuse to labour, and live idly for three days, that he or she should be branded with a red-hot iron on the breast with the letter V, and should be adjudged the slaves, for two years, of any person who should inform against such idler. And the master was directed to feed his slave with bread and water, or small drink, and such refuse meat as he should think proper; and to cause his slave to work, by beating, chaining, or otherwise in such work and labour, (*how vile soever it be*,) as he should put him unto:" and the statute adds, that (2) "if he runs away from his master for the space of 14 days, he shall become *his slave for life*, after being branded on the forehead, or cheek, with the letter S; and if he runs away a second time, and shall be taken as a felon, and suffer *pains of death*, as other felons ought to do."

(3) Master were empowered "to sell, bequeath, let out for hire, or give the service of their slaves to any person whomsoever, upon such condition, and for such term of years, as the said persons be adjudged to him for slaves, after the like sort and manner as he may do of any other his moveable goods or chattles."

Another clause of the statute directs, that (4) "if any such slave or slaves so adjudged shall at any time after such adjudgment maime or wounde their masters or mistresses in resisting their correction or otherwise, or when they be manumitted or set againe free, or, in the time of their service, shall conspire with any other, or by themselves, go about to murder and kill, or to maime their masters or mistresses, or those

that were their master or mistress, or to burne their houses, barnes, or corne, so that *their intent come to an act tending to the effect*, that they should likewise be accounted felons, unless some person would take such offender into their service as a slave for ever."

Harsh and inhuman as the above part of the Act may seem, a subsequent clause is more repugnant to every just principle of legislation. It enacts, that "although there be no man which ahall (5) demand such loiterer or loiterers, yet nevertheless justices of the peace shall be bound to inquire after such idle persons; and if it shall appear that any such have been vagrant for the space of three days, he shall be branded on the breast with a V, made with an hot iron ; and shall be conveyed to the place of his birth, there to be nourished, and kept *in chains, or otherwise*, either at the common works in amending highways, or in the service of individuals, after all such former conditions, space of years, orders, punishments for running away, as are expressed of any common or private person to whom such loiterer is adjudged a slave."

(6) "If vagabonds are carried to places, of which they have falsely declared themselves to be natives, then for such lie they shall be marked in the face with an S, and be slave to the inhabitants or corporation of the town, citie, or village where he said he was born in, for ever."

(7) All persons were empowered to take idle children from vagabonds, and to retain them as apprentices, till the boys were 24, and the girls 20 years of age; and if they ran away before the end of their term, their masters might, upon recovering them, punish them, in chains, *or otherwise*, and use them as slaves till the time of their apprenticeship should have expired.

(8) A master was, likewise, authorized to "put a ring of iron about the neck, arm, or leg of his slave, for a more knowledge and surety of the keeping of him."

(9) The latter part of the statute evidently provides a habitation, (although, perhaps, not a compulsory maintenance,) for the impotent poor. The officers of cities, towns, and villages, were directed to fee them, "bestowed and provided for of tenantries, cottages, and other convenient houses, to be lodged in, at the costs and charges of the said cities, towns, boroughs, and villages, there to be relieved, and cured by the devotion of good people ;" and, in order that no place might be burthened with persons flocking from other quarters, the magistrate were ordered to "enquire concerning the aged, impotent, and lame, in their district;" and to "remove such as were not born there, and had not resided there for the last three years, either on

horseback, in cart, chariot, or otherwise, to the place where they were born, or had generally dwelt, there to be provided for and *nourished of almes*." (9) Those, however, who were at all able to work, were to be employed by the town, or by individuals, who would find them meat and drink for their work.[1] (Eden, *op. cit.* pp-101～103)

[1] (10) This is the mode, by which the Poor in many of the parishes of the midland counties, who are able to work, are still maintained in the winter. They are known under the denomination of *roundsmen*, from going *round* the town, from house to house, to solicit employment. In many places the rule is, that a householder, whose rent amounts to a certain sum, shall, in his turn, employ a roundsman for one day, at a stipulated allowance. See the Second Volume of this work, 27. 29. 548. (Eden, *op. cip.*, p. 103 note)

「(1) そこで，次のように規定された。『いかなる男女であれ，仕事が出来るのに労働を拒んで3日間ぶらぶらしているならば，灼熱の鏝で胸にV字を烙印され，2年間その怠惰者を告発した人の奴隷と宣告される。そして，主人は，パンと水ないし少量の飲物と，彼が適当と考える屑肉とをもって，その奴隷を養うべきであり，また，いかに厭わしいものであれ，主人がさせたい仕事と労働を，鞭と鎖とその他の方法で，奴隷に強要すべきである。』さらに，その法規は，加えて言う。『(2) もし，彼が主人のもとから14日間逃亡するならば，額か頬にS字を烙印された後に，終身奴隷とならねばならぬし，そして又，彼が2回目に逃亡して，2名の有資格の証人によって，有罪を宣せられるならば，重罪犯人として捕えられ，他の重罪犯人と同様，死刑に処せられねばならない』

(3) 主人たちは，次のようなことができた。『彼らの奴隷たちを，それらの者たちが彼の奴隷なりと宣告されたときの条件に基づき，またその期限の間，彼がその他の動産や家畜を取扱うのと同様の方法で，誰にでも売ること，遺贈すること，賃貸することすなわち奉公に出すこと』

この法規のいまひとつの条項では，次のようなことが規定されている。『(4) もしも宣告を受けた奴隷なり奴隷たちが，その宣告の後，彼らの主人なり女主人なりに，こらしめその他に抵抗して，大けがをさせたり傷つけたりする場合，あるいは又，解放されたときすなわち再び自由の身とされたときであれ，奉公中のときであれ，彼らが，誰か他の者となり，あるいは彼らの仲間うちでなり，彼らの現在の主人ないし女主人を，あるいは彼らの主人ないし女主人であった人々を，殺したりあるいは傷つけたりするためにあるいは同じ効果を伴う行為をもくろんで主人たちの家屋，納屋あるいは穀物に火をつけたりするために共謀して徘徊する場合，誰かそういう犯罪者を終身奴隷として使用しようとする人がいない限り，彼らは同様に重罪犯人とされなければならない。』

法令の以上の部分は，苛酷で無情なものと見られることだろうが，次の条項は，立法者の公正の原理に更に一層矛盾するものである。それは，次のように定めている。『(5) その放浪者ないし放浪者たちを需要する人がたとえひとりも

いないときでも，それにかかわらず治安判事はその怠け者共を追及する義務を負わされている。そして，その浮浪者が3日間ぶらついていたと判ると，彼は灼熱の鉄でできたV印を胸に焼きつけられねばならない。そして，出生地に送られ，その地で，それ以前にその放浪者がその人の奴隷なりと宣告された公人ないし私人に関して表明されていたのと同じような条件，期限，手続，逃亡に対する処罰の下で，養なわれ，鎖その他に繋がれて，公道を修理する公共の仕事なり，個人への奉仕なりに使われなければならない。』

(6)『もしも浮浪者たちが，いつわってそこの生まれだと申立てた場所に送られたら，そのような嘘にたいして彼らは顔にS字を刻印され，彼がそこで生まれたと称した町，市あるいは村の住民たちなり団体の終身奴隷とされねばならない。』

(7)すべての人は，浮浪者から仕事についていない子供を取りあげ，男児は24歳まで，女児は20歳まで徒弟にしておく権利を有している。もし彼らがこの期限の終了前に逃亡するならば，彼らの親方は，彼らを連れもどし，彼らを鎖に繋ぐなりその他の方法で罰したうえで，彼らの徒弟期限の終了するまで奴隷として使用することができた。

(8)主人は，同様に，『彼の奴隷の首，腕または脚に鉄の環をはめて，彼を識別しやすくし，また彼を保持しておきやすくすること』を許された。

(9)この法規の後半の部分は，（おそらくその維持を強制するところまではいかないにしろ）能力のない貧民たちに住居を備えてやることを明確に定めている。そして市町村の役人たちは，貧民たちが『当該の市，町，区，そして村の費用と負担とで宿泊できるための，善良な人々の献身によって救済され更生されるための，借屋，小屋その他の簡便な家屋が与えられ用意されているか否か』を監視するよう指令を受けていた。そして，どの土地も，他の地域から群れ集まってくる者たちによって悩まされないですむように，治安判事たちは，『彼らの地域にいる年老いた者たち，能力のない者たち，びっこの者たちを調べる』こと，『その地域で生まれたのでない者およびその地域に最近3年間住んでいたのでない者は，馬上でなり，二輪あるいは四輪馬車でなり，あるいはその他の方法で，彼らの生まれた土地あるいは長く住んでいた土地に送り返して，そこで施物を与えられ養なわれるようにする』ことを命じられていた。しかしながら，(9)少しでも労働することのできる者たちは，彼らの労働にたいして食物や飲物を用意してやる町または個人によって使用されねばならなかった。』[註1]

[註1]「(10)この方法は，今なおミッドランド諸州の多くの教区において，労働可能な貧民たちが冬の間，命をつなぐために用いているものである。彼らは，町を廻り歩き，家から家へと仕事口をうるさくせがむところから，roundsmen ラウンズメンの名称で知られている。多くの所で，家賃が一定額を超すような世帯の主は，交替で，ラウンズマンを1日雇い，約束の給金を支払うというのが慣習化している。本書第2巻27頁，29頁，548頁参照。

検討・M & E

この節に至ると，マルクスの文章がイーデンを典拠としていることが，より確実に裏づけられることになる。

マルクスの文章は，明記されている通り，エドワード6世第1年，1547年の法規に関するものである。イーデンの文章も，前出引用部分では触れられていないが，101頁の註記に（1 E. 6. c. 3）とあって，エドワード6世第1年の法律第3号を対象としていることが判る。このように同じ法規を取扱ったマルクスの文章とイーデンの文章を並列して，それぞれ対応する個所を，〈C—1〉および〈D—1〉，〈C—2〉および〈D—2〉，……と比較して読むと，(1)怠惰者の奴隷化，(2)逃亡奴隷の処罰，(3)奴隷の売却・遺贈・賃貸，(4)奴隷の主人への反抗にたいする処罰，(5)浮浪者の出生地への送還，(6)出生地の虚偽申立，(7)浮浪者の子供の徒弟化・奴隷化，(8)奴隷に鉄環をはめること，(9)貧民への飲食物給与と雇用，(10) ラウンズメン，という具合に，両者に共通の話題が全く同じ順序で展開されていることを知りうる。そして，叙述内容は，細部の相違が多少はあるが，大体は同じである。

こうして，マルクスのイーデンへの依拠がほぼ明らかになるが，就中決定的なのは，次のふたつの点である。ひとつは，話題の展開の順序が，エドワード6世第1年の法律第3号とは大きく異なり，マルクスとイーデンとの相似性が際立つことである。

法令原文の構成をその見出しを手掛りに一瞥してみると，エドワード6世第1年の法律第3号「浮浪者の処罰および貧窮民・無力者の救済に関する法規」(An Acte for the Punishment of Vagabondes and for the Relief of the poore and impotent Parson.) では，

(Ⅰ) Every Person, not impotent, & c. loitering or wandering, and not seeking Work, or leaving it when engaged, shall be considered as a Vagabond; and being apprehended by his Master, & c. shall, on Conviction before two Justices, be marked with a V. and be adjudged a Slave to such master for Two Years. How such Slave shall be kept and treated; If such Slave run away, the master may pursue and punish him, and recover *L* 10. Damages against one detaining him; and on Conviction of his running away he shall be marked with S. and become the master's Slave for ever. And afterwards running away shall become a Felon. (Ⅱ) Proviso for Clerks-convict, viz. If entitled to Benefit of Purgation, they shall serve as Slaves for One Year, & c. If not entitled Purgation, then for Five Years. (Ⅲ) How Infant Baggars may be taken as Apprentices or Servants; Male till 24, Female till 20. Running away they shall become Slaves. (Ⅳ) Master may let, sell, or give the Service of such Slave or Child. (Ⅴ) Slaves, & c. wounding or conspiring against their Masters, shall be Felons, or become Slaves for Life; As also stealing Children Apprentices. (*The Statutes of the Realm*, Vol. Ⅳ., pp. 5-6)

途中までであるが，これでみると法令原文(I)が，〈C—1〉，〈C—2〉，〈D—1〉，〈D—2〉に該当すること，(Ⅱ) は，該当するものがないこと，(Ⅲ) が，〈C—7〉，〈D—7〉に該当すること，(Ⅳ) が，〈C—3〉，〈D—3〉に，(Ⅴ) が，〈C—4〉，〈D—4〉にそれぞれ該当

することが知られる。（Ⅲ）が(7)に対応するというところに明らかな通り，法令原文は，イーデンおよびマルクスの叙述展開と大きく異なるのである。

ふたつめの決定的な事項は，マルクスの〈C—10〉が，イーデンの〈D—10〉に基づくことである。〈C—10〉，〈D—10〉で扱われる18—19世紀のラウンズメンに関する話題は，16世紀の法令原文には存在しないのである。

こうして，マルクス『資本論』第1巻第24章第3節の血の立法論・残虐立法論におけるエドワード6世治下に関する例示は，イーデン『貧民の状態』に依ることが確言できるであろう。

マルクスがイーデンを典拠としているとして，両者の間の小さな差異——それは，マルクスの誤解を意味するものであるが——を挙げておく。〈C—1〉で，「主人はパンと水と薄い飲物と，適当と思われる屑肉とをもって，その奴隷を養うべきである（Der meister soll seinen Sklaven mit Brot und Wasser nähren, schwachem Getränk und solchen Fleischabfällen, wie ihm passend dünkt.)」という風に，飲食物が並列されているが，〈D—1〉では，「主人は，パンと水ないし少量の飲物と，彼が適当と考える屑肉とをもって，その奴隷を養うべきだ（The master was directed to feed his slave with bread and water, or small drink, and such refuse meat as he should think proper.)」という風に「水ないし少量の飲物」と二者択一形式になっている。

〈C—2〉で，「逃亡3回目には（wenn er zum drittenmal fortlauft）国家の反逆者として死刑に処せられる」となっているのが，〈D—2〉では，「逃亡2回目には（if he runs away a second time)」である。

〈C—9〉で，「この法規の最後の部分（Der letzte Teil dieses Status)」となっているのが，〈D—9〉では「この法規の後半の部分（The latter part of the statute)」となっている。

法令原文では，〈C—1〉，〈D—1〉の該当個所に対応する所に，(giving the saide Slave breade and water or small drynck and suche refuse of meate as he shall thincke mete）とあって，マルクスの誤解が明らかである。

〈C—2〉，〈D—2〉の該当個所に対応する法令原文は，(yf suche Slave shall the Seconde tyme runne awaye）であって，ここでもマルクスの誤解が裏づけられる。

〈C—9〉，〈D—9〉にする「最後の部分」か「後半の部分」かの問題は，法令原文の構成が決め手になりうる。先に見出しを（V）まで紹介したので，その後を摘録してみる。

(Ⅵ)How Justices of Peace shall proceed ex officio, with Vagabonds by apprehending and sending them to the parish where they were born. Form of Pass. Such Vagabonds shall be kept as a Slave to Public Work on Roads, & c. Penalty on City, Town, & c. suffering such Slave to live idly. (Ⅶ) Such City, & c. may let or sell such Slave. (Ⅷ) Vagabonds declaring a false Place of Birth shall become Slaves there. (Ⅸ) Impotent Beggars; How the Officers of each City, Town, or Hundred shall cause such Person born, or having lived Three

Years there, to be provided for. (X) Mayors, & c. shall monthly examine and remove Beggars to their proper Places of Birth or Residence. (XI) Such aged Poor, & c. as are able to work shall be employed. (XII) Weekly Collection of Charity at Church on Sunday. (XIII) Proviso for Infant Servants becoming entitled to Lands, or in Ward, & c. (XIV) Servants and Slaves coming to Property shall be discharged; except Females married without their Master's Consent. (XV) Proviso for Leprous and Bed-ridden Poor, and Gathers of Alms for them. (XVI) Slaves may have Rings of Iron on their Necks, & c. (XVII) Proclamation of this Act; Continuance there of. (XVIII) Commission for Lilief of Loss by Fire, & c. (*The Statutes of the Realm*, Vol. IV., pp. 6-8)。

こうみてくると，〈C—9〉および〈D—9〉の該当個所は，(IX) ないし (X) であって「後半の部分」ではあっても「最後の部分」とは到底言い難い。特に，〈C—8〉および〈D—8〉の奴隷に鉄環をはめる話題が (XVI) に登場していることを考えると，それに先行する (IX) ないし (X) において扱われる事柄を，「この法規の最後の部分」に属するというのは，誤りといわねばならない。

翻訳について。

〈C—2〉において，S字の烙印をおされる場所は，「額か頬 (auf Stirn oder Backen)」である。ところが，Backen を back と錯覚して『資本論』英訳版が全て「額か背 (on forehead or back)」と訳出したのが導火線になったためか，邦訳もすべて誤訳になっている。「額なり背なり」(高畠素之訳，改造社版第1巻第2冊，730頁)，「額または背」(長谷部文雄訳，青木文庫版，第4分冊，1122頁，宮川実訳，あゆみ出版版，第3分冊，225頁)，「額か背」(向坂逸郎訳，岩波文庫版，第3分冊，373頁。岡崎次郎訳，国民文庫版，第3分冊，393頁。) 人体にS字の烙印を押すのは「血の立法」論のなかでも特に有名な事項であり，この誤訳は種々の書物に引用されて相当広く流布している。

〈C—6〉の「浮浪者が虚偽の出生地を申し立てた場合には，罰として，その地の住民または団体の終身奴隷とされ」という所で，「罰として (zur Strafe)」が，向坂訳，岡崎訳，宮川訳には脱落している。

〈C—8〉の「主人は，奴隷の首，腕または脚に (um Hals, Arme oder Beine) 鉄の環をはめて」という所，高畠訳「首，腕又は脚に」，長谷部訳「首，腕または脚に」，向坂訳「首，腕，あるいは脚に」は正しく，岡崎訳および宮川訳「首や腕や脚に」は誤り。

4

マルクス・(E)

「(1)エリザベス，1572年。免許のない，14歳以上の乞食は，2年間彼らを使おうとする人がいなければ，烈しく鞭打たれて，左の耳朶に烙印される。(2)再犯の場合，18歳以上ならば，2年間使おうとする人がいなければ，死刑にされる。(3)三犯の場合，容赦なく，国家の反逆者として死刑にされる。同様な法規としては，エリザベス第18年の第13号があり，(4)また1597年のものがある。」

(『資本論』第1巻第24章第3節の第5分節。Marx, *a. a. O.*, S. 764)

イーデン・(F)

(1)Begging, if the offender was above fourteen years of age, was punished, in the first instances, by grievous whipping

and burning through the gristle of the right ear, unless some creditable person would take the beggar into his service for a year; (2) and if a vagabond, above eighteen years old, offended a second time, he was liable to suffer death as a felon, unless some creditable person would take him into service for two years; and if he offended a third time, he was to be adjudged a felon.

(3) By the 18 Eliz. c. 3. the Justices in every county are empowered to purchase or hire buildings, to be converted into houses of correction, and to provide a competent stock of wool, hemp, flax, iron, or other stuff, "to the intent," as the Act says, "that youth might be accustomed and brought up in labour and then not like to grow to be idle rogues; and that such as be already grown up in idleness, and so rogues at this present, may not have any just excuse in saying that they cannot get any service or work;"and that other poor and needy persons, being willing to labour, may be set on work, the keepers of the stock were authorized to supply poor persons with materials for work, and to pay them for the work they should perform; and the profits arising from the sale of the goods thus produced, were directed to be laid out in keeping up the stock. Idlers were ordered to be sent to the house of correction, there to be kept at hard work.

(4) In the year 1597, several Acts were passed relative to vagrancy and mendicity, and the various regulations of former statutes, in some degree, moulded into an uniform system. Their severe penalties, however, were somewhat modified; instead of being burnt through the ear, a rogue, vagabond, or sturdy beggar, was ordered to be "stripped naked, from the middle upwards, and to be whipped until his body was bloody, and to be sent from parish to parish, the next straight way to the place of his birth;" and, if that was known, "to the parish where he dwelt last, one whole year." (Eden, *op. cit.*, pp. 127–128)

「乞食行為は，法を犯した者が14歳以上であって，初犯の場合，その乞食を1年間使おうという信頼すべき人がいないならば烈しく鞭打ちされ，かつ右耳の軟骨部分に烙印をおされる。又，18歳以上の浮浪者であって，再犯の場合，彼を2年間使おうとする信頼すべき人がいない限り，重罪犯人として死刑は免れない。三犯の場合は，重罪犯人〔の故を以て死刑―引用者〕と宣告される。

検討・M & E

〈E－1〉，〈E－2〉が，1572年の法規に関説していることは，明記されている。〈F－1〉〈F－2〉は，同頁の前節に「1572年に立法者はついに，規定していわく…(The Legislature, at length, in 1572, directed…)」とあるところから，同一対象を巡るものであることが知られる。〈E－1〉と〈F－1〉，〈E－2〉と

〈F—2〉が密接な関連を有することは，一読容易に判明する。更に，〈E—3〉，〈E—4〉が，〈F—1〉，〈F—2〉に続く文章のなかにある，〈F—3〉「エリザベス第18年の法律第3号によって」および〈F—4〉「1597年に，浮浪と乞食に関連するいくつかの法規が成立した」に関連することも，理解に難くない。かくて，(E) と (F) の類縁性には，疑問をさしはさむ余地は，殆どない。

ここでは，むしろ，(E) と (F)との差異——それはマルクスの誤解に由来する——に注目しておきたい。

〈E—1〉の「2年間使おうとする人がいなければ，烈しく鞭打たれて，左の耳朶に烙印される (am linken Ohrlappen gebrandmarkt werden, falls sie keiner für zwei Jahre in Dienst nehmen will)」において，「2年間」は「1年間」，「左の耳」は「右の耳」に訂正されるべきである。1572年のエリザベス第14年の法律第5号「浮浪者の処罰および貧窮者と無能力者の救済に関する法令」(14° Eliz. c. 5. An Acte for the Punishment of Vacabondes, and for Relief of the Poore & Impotent) をみると，

then ymmedyatlye he or shee shalbe adjudged to bee grevouslye whipped, and burnte through the gristle of the right Eare with a hot Yron of the compasse of an Ynche about, ……, which Judgement shall also presently bee executed, Except some honest person……wyll of his Charitye be contented presently to take suche Offendour before the same Justice into his Service for one whole yere next followinge. (*The Statutes of the Realm*, Vol. Ⅳ., p. 591)

という文章があってイーデンの正確さ，マルクスの誤解が裏づけられる。

〈E—3〉の「エリザベス第18年の法律第13号」という所では，「第13号」が，〈F—3〉の「法律第3号」に訂正されるべきだろう。1576年，エリザベス第18年の法律第3号とは，「貧民たちを労働につかせ，怠惰を防ぐための法令」(18° Eliz. c. 3. An Acte for the setting of the Poore on Worke, and for the avoyding of Ydlenes) という名称の法規である。なお，それにつづく「1597年のもの」とは，エリザベス第39年の法律第4号，「無頼漢浮浪者および強健な乞食の処罰のための法規」(39° Elz. c. 4, An Acte for Punyshment of Rogues Vagabonds and Sturdy Beggars) を指すのであろう。

〈E—3〉，〈E—4〉において，マルクスは（上の修正を加味すると）「同様な法規としては，エリザベス第18年の第3号があり，また1597年のものがある」としている。が，前出引用のイーデンの文章に即してみると，1576年の法規では，貧民の就労の場を作ることが主題となっており，浮浪者の処罰に重点があるわけではない。その意味で，問題の1572年のそれと「同様な法規」とはいえないであろう。また1597年の法規は，浮浪者の処罰を主題としており，その意味では1572年のそれと「同様な法規」と評して誤りではないだろうが，1597年の法規では，1972年法における浮浪者の処罰の緩和に重点が置かれているのであって，単純に「同様な法規」と言うのでは，一面的にすぎるのではないだろうか。

5

マルクス・(G)

「ジェームズ1世。放浪して乞食をしている者は，無頼漢で浮浪者だとの宣告を受ける。治安裁判所の治安判事は，彼を公然と鞭打たせる権限と初犯は6カ月，再犯は2年間投獄する権限とを与えられている。彼は，入獄中に，治安判事が適当と考える回数と打数だけ鞭打たれねばならない。……矯正不可能な危険な浮浪者は，左肩にR字〔Rogue 無頼漢の第一字—引用者〕を烙印されて強制労働を課される。再び乞食をしているところを逮捕されると，容赦なく死刑にされる。これらの規定は，18世紀の初期まで有効だったが，アン第12年の第23号によってようやく廃止された。」

(『資本論』第1巻第24章第3節の第6分節。Marx; *a. a. O.*, SS. 764-765)

イーデン・(H)

During the reign of James the First, a few addition were made to the laws respecting vagrancy and mendicity. The Act of Elizabeth, for the punishment of rogues and vagabonds, was continued and explained; and it's provisions were enforced by additional severities. One of the clauses of King James's Act, respecting rogues, who, having been banished, should return into the kingdom, merits insertion. It says, that the statute of Elizabeth, respecting them, was somewhat defective; "for that the said rogues, having no mark upon them to be known by, may return or retire themselves into some other part of this realm where they are not known, and so escape the punishment which the said statute did intend to inflict upon them." It was therefore enacted, that rogues, adjudged incorrigible and dangerous, should be "branded on the left shoulder with a hot iron of the breadth of a shilling, having a Roman R upon it and placed to labour; and if, after such punishment, they were found begging and wandering, they were to be adjudged felons, and to suffer death without benefit of clergy." The harsh penalties of this Act continued in force till the 12th of Anne, when they were somewhat modified; and, at length, a just distinction was made between idle disorderly persons, and rogues and vagabonds. It is not my intention to review the various Acts that have passed on this subject; but I cannot avoid remarking, that the provisions, even of modern statutes, relative to this branch of Penal Law, appear to me, in some instances, unnecessarily severe. By the Vagrant Act, a person wandering abroad and begging is deemed a rogue and vogabond; and the Justices at Quarter-sessions are empowered to inflict a public whipping, and six months imprisonment, for the first offence; and, for the second, two years imprisonment; and during such imprisonment, whipping, in such manner, and at such times and places within their

jurisdiction, as, according to the nature of such person's offence, they, in their discretion, shall think fit. (Eden, *op. cit.*, pp. 139-140)

「ジェームズ1世の治下で，浮浪と乞食に関する法律にいくつかの補足がなされた。[(1)] 無頼漢と浮浪者に関するエリザベス治下の法規が，継続され，解釈が加えられ，その条項がより厳しく施行された。ジェームズ治下の法規の条項で，これまで追放されていたのに王国に復帰することになったというような無頼漢どもに関連したものは，書き留めておくに値する。無頼漢に関するエリザベスの法規は幾何かの欠陥を有していた。例えば，『当該の無頼漢は，識別できるような印を身に帯びているわけではないので，王国のなかで知る人もないような所に復帰したり隠退したりして，上記法規が彼らに課すべく準備していた処罰をまぬかれることになる。』[(2)] そこで，次のように定められた。矯正し難く，危険であると認定された無頼漢は，『シリング貨の幅の灼熱の鉄で左肩にローマン体でR字の烙印をおされて，労働につくように強いられねばならない。そしてそのような処罰の後で，もしも乞食をし放浪しているところを見つけられると，重罪犯人とされて，情容赦なく死刑にされることになっていた。』この法規の冷酷な刑罰は，アン第12年までひきつづき合法だったが，この年にいくらか修正が加えられ，ようやくにして，怠けてだらしない者たちと，無頼漢および浮浪者との境界が明確に定められた。私には，この問題に関するあれこれの法規を論評しようというつもりはない。ただ，刑法のなかでこの部門に関する条項は，現代の法でさえ，不必要に苛酷であるように思えることだけは言っておきたい。放浪人に関する法規によって，[(3)] 戸外をぶらついて物乞いをしていた人は，無頼漢にして浮浪者なりとみなされる。治安裁判所の治安判事は，公然と鞭打ちを加えて，初犯は6カ月，再犯は2年間投獄する権限を与えられている。そして，入獄中には，その者の罪にしたがって，彼らの分別で適当と考えられる方法と管轄下の好きな時と所とを選んで，鞭打ちがなされた。」

検討・M & E

ここでは，最早説明は殆ど必要ないであろう。〈G—2〉に対して〈H—3〉，〈G—3〉に対して〈H—2〉と順序が逆になっていることにだけ注意すれば，マルクスの文章が，イーデンの文章をドイツ語に置換したものであることは，文字さえ読めれば童児にさえ明らかであろう。

6

マルクスの文章（A）（C）（E）（G）で，血の立法・残虐立法の例示は終っている。ただ，エリザベス治下に関する叙述の後尾に註記しており，（E）と（G）の間にかなり長い文章が挿入されているので，最後にそれを一瞥しておきたい。

「トマス・モアは，その『ユートピア』のなかで次のように言っている」として，牧羊囲込によって立退きを強制された貧民たちの放浪に関するモアの言葉が引用された後に，ホリンシェッドの『年代記』に収められているハリソンの『イギリス記』や，ストライプの『年誌』からの引用がなされている。

been, that, in the former, large bodies of men, headed by a desperate chieftain, carried on a species of civil war against their neighbours; and, in the latter, every part of the kingdom was infested with vagabonds and robbers. Writers, who contend that severity of punishment is not the best preventive of crime, are fully justified by the history of this period: never were severe laws issued in greater abundance, nor executed more rigorously; and never did the unrelenting vengeance of justice prove more ineffectual. The prisoners for debt, in the different gaols in the kingdom, are stated by Mr. Hume, on the authority of an Act of Parliament passed in 1512[1], to have exceeded the number of 60,000; and Harrison assures us, that the king executed his laws with such severity, that 72,000 "great and petty thieves were put to death during his reign[2]." He adds, that, even in Elizabeth's reign, "rogues were trussed up apace;" and that there was not "one year, commonly, wherein 300 or 400 of them were not devoured and eaten up by the gallows, in one place and other[3]." This account of the disorderly state of the kingdom is strongly corroborated by a statement preserved by Strype, which was written by an eminent Justice of the Peace in Somersetshire, in the year 1596, five years before the memorable Act for the relief of the Poor. In enumerating the disorders which then prevailed in that county, the author informs us, that "forty persons had "there been executed, in a year, for robberies, thefts, and other felonies; "thirty-five burnt in the hand; thirty-seven whipped; 183 discharged; "that those who were discharged were most wicked and desperate per-"sons, who never could come to any good, because they would not "work, and none would take them into service: that, notwithstand-"ing these great number of indictments, the fifth part of the felonies "committed in the county were not brought to trial; and the greater "number escaped censure, either from the superior cunning of the

(1) (2) (3) (4)

[1] 3 H. 8. c. 15. I, however, doubt whether the words of the Act warrant Mr. Hume's construction. They are: "Where (whereas) the workers and makers of caps and hats, within "this realme of England, have daily occupied, and set on worke in making of caps and hats "of the king's natural subjects, that is to say, men, women, maidens, and children (borne "within this realme of England,) to the great reliefe and comforte of poor prisoners within "this realme, to the number of threescore thousand persons, and above, in carding, spin-"ning, &c."——Rastell's Satutes, i. 407. [2] Description of England, 186. [3] Ibid.

"felons,

(4) "felons, the remiſſneſs of the magiſtrates, or the fooliſh lenity of the "people: that the rapines committed by the infinite number of wick-"ed, wandering, idle people, were intolerable to the poor countrymen, "and obliged them to a perpetual watch of their ſheep-folds, paſtures, "woods, and corn-fields: that the other counties of England were in (5) "no better condition than Somerſetſhire; and many of them were even "in a worſe: that there were, at leaſt, 300 or 400 able-bodied vaga-"bonds in every county, who lived by theft and rapine; and who ſome-"times met in troops to the number of ſixty, and committed ſpoil on "the inhabitants: that if all the felons of this kind were reduced to "good ſubjection, they would form a ſtrong army: and that the ma-"giſtrates were awed, by the aſſociations and the threats of confede-"rates, from executing juſtice on the offenders[1]." Such a picture of a ſingle county is ſufficient to convince us of the deplorable ſtate of the whole kingdom. It is, however, very difficult, at this diſtance of time, to diſcover the cauſes of theſe diſorders; but it is probable that they were in a great meaſure owing to the difficulty of finding regular employment for the ſuperfluous hands which were not required in agriculture. Tillage appears to have improved very conſiderably, both in this, and in the preceding reign: in 1574, twenty buſhels of wheat an acre were eſteemed a fair average crop[2]; and ſuch a produce would, even now, in many parts of England, not be conſidered as deſpicable[3]. As huſbandry became better underſtood, the proportion of arable land was leſſened, and conſequently fewer hands were required for the operations of agriculture. The uſeleſs population of the country would,

[1] Strype's Annals, iv. 290. Hume's Hiſt. of Engl. iv. 726. [2] Harriſon ſays: "The yeeld of our corne-ground is much after this rate following: Through out "the land (if you pleaſe to make an eſtimat thereof by the acre,) in meane and indif-"ferent yeares, wherein each acre of rie or wheat, well tilled and dreſſed, will yeeld "commonlie ſixteene or twentie buſhels; an acre of barlie, ſix-and-thirtie buſhels; of otes, "and ſuch like, foure or five quarters; which proportion is notwithſtanding oft abated "toward the North, as it is oftentimes ſurmounted in the South." Deſcript. of Brit. 110.—Hackluyt, in his Accounts of Voyages, (but I cannot recollect in which,) ſpeaks of forty buſhels of wheat an acre, in England, as a great, but not improbable, crop. [3] In many parts of the weald of Suſſex, the produce of wheat does not exceed twelve, fourteen, or ſixteen buſhels an acre.——General View of the Agric. of the Co. of Suſſex, 30.

however,

「盗賊となることを強制されたとトマス・モアが言っているこの哀れな逃避者のうち，『7万2000の大小の盗賊が，ヘンリー8世の治下で処刑された』(1)（ホリンシェッド『イギリス記，第1巻，186頁，Holinshed, "Description of England" Vol. I., p. 186)。エリザベス時代には，『浮浪者は列をなして処刑された。その頃どこかで300人から400人が絞首台に上げられない年はない，というのが普通だった』(2)（ストライプ『エリザベス女王の聖代における宗教の改革および国定，その他イングランド教会における種々の事件に関する年誌。Strype, "Annals of the Reformation and Establishment of Religion, and other Various Occurance in the Church of England during Queen Elisabeth's Happy Reign," 2nd ed. 1725, Vol. II)。同じストライプによれば，サマセットシャでは，たった1年間に40人が死刑にされ，35人が烙印をおされ，37人が鞭打ちを加えられ，183人の『矯正の見込の絶望的な悪漢』が釈放された。(3)しかも彼は言う。『この被告人の大きな数も，治安判事の怠慢と民衆の愚直な同情とのために，刑事上の犯罪の5分の1を含んでいない』。(4)更に加えて，彼は言う。『イングランドの他の諸州が，サマサットシャよりも良好な状態にあったのではなく，多くの州は，より劣悪な状態にさえあった』。(5)」（『資本論』第1巻第24章第3節註221 a。Marx, *a. a. O.*, S. 764)

マルクスが，このように典拠を明示して引用している部分は，実は，イーデン『貧民の状態』からの再引用である。

複写で示した『貧民の状態』111頁において(1)の符号を付した部分には，「ハリソンは，国王がその法律を非常に厳しく実行に移したために，彼の治世中に大小72,000人の盗賊が死刑に処されたことを，確言している」とある。そして，註記には『イギリス記』186頁による旨が明示されている。上のマルクスの文章(1)の部分が，これに基くことは想像に難くない。マルクスが，「ホリンシェッド『イギリス記』第1巻，186頁」という風に，ハリソンでなくホリンシェッドの名前を掲げているのは，次の理由によると考えられる。『資本論』第1巻第24章第2節において，牧羊囲込を叙述する過程で，マルクスは，「ハリソンは彼の『イギリス記。ホリンシェッドの年代記への序』のなかで，小農民の収奪がどんなに国を荒廃させているかを描いている。"What care our great incroachers!"（われわれの大横領者が何を気にかけようか）農民の住居や労働者の小屋はむりやりにとりこわされるか，または腐朽するに任された」(Marx, *a. a. O.*, S. 746) と書きつけている。そして，これもまたイーデン『貧民の状態』118頁からの再引用であるが，それはともかく，ここに明らかなように『ホリンシェッドの年代記』への序文が『ハリソンのイギリス記』であることが，ホリンシェッド『イギリス記』という誤記を誘発した一因であろう。なお，第24章第4節におけるハリソンの引用もイーデン『貧民の状態』120頁からの再引用だと考えられるが，こちらでは「ハリソンは彼の『イギリス記』で云々」と正しく著者名を記している。

複写で示した『貧民の状態』111頁において(2)の符号を付した部分には，「彼は，続けて言う。エリザベスの治世においてさえ，『無頼漢たちが，続々と絞首刑にされた』。そして『あちらこちらで，普通，300人ないし400人の無

頼漢たちが，絞首台に吸い込まれてしまうことのない年は1年たりとも』なかった」と記されている。そして，この部分の典拠はハリソンのイギリス記であると註記がある。先のマルクスの文章(2)の部分が，ここに依ることは，文意からして疑いない。ただ，マルクスが，出典をはっきりとストライプ『年誌』と書いている点が，符合しないのである。イーデンの111頁の(1)，(2)の部分は，ヘンリー8世とエリザベスと二代の治世についてイギリスを全体として扱っている点で，同じハリソンの文章が典拠と考えられる。ストライプ『年誌』は，サマセットシャを対象としていることから，この点は，マルクスの錯覚と推定される。あるいは，『貧民の状態』112頁に引用されたストライプ『年誌』中の文章に，「300人ないし400人の身体強健な浮浪者」という酷似した数字と文字（波線を施した部分）が存在することが，マルクスの筆写の際に錯覚を誘ったのかも知れない。以上の通りであるとすれば，「ストライプが無頼の徒は列をなして繋がれ，三百人ないし四百人の者が『絞首台に吸い込まれざる年はないという有様であった』と記述している」（大河内一男『社会政策（総論）』，改訂版，1963年刊，115頁。同著『社会思想史』，1951年刊，31頁にもある）という文章において，ストライプは，ハリソンと書き改められねばならないことになる。

尚，いまひとつ付け加えておけば，現行の『資本論』では，前出のようにストライプの『年誌』の書名は大変長いものになっているが，それはフランス語版以降のことであって，マルクスのこの註記部分が『資本論』二版で初めて書き加えられたときには，〈Strype's Annals, Vol. II〉ストライプ『年誌』第2巻と至極簡単なものだった（Marx, *Das Kapital*, zweite Auflage, 1872. S. 767)。それは『貧民の状態』112頁の註記部分にイーデンが書き留めた〈Strype's Annals, iv 290〉というのと――4巻が2巻と誤写されている点を別とすれば――全く同じであり，この事も，マルクスがイーデンに依拠したことを裏付ける材料になりうるだろう。

複写で示した『貧民の状態』111頁において(3)の符号を付した部分『1年の間に，40人が強盗，窃盗，その他の重罪のかどで死刑に処され，35人が手に烙印をおされ，37人が鞭打たれ，183人が釈放された。釈放されたのは，最も凶暴な，そして少しも改善の効果のない絶望的な者たちだった』は，先のマルクスの文章(3)と，全く同趣旨である。出所が，ストライプであることも変りない。

複写で示した『貧民の状態』111頁から112頁にかけての，(4)の符号を付した部分では，『これらの告発の数の多さにもかかわらず，州内で犯された重罪の5分の1は審理に持ち込まれなかった。そして，より多数が，重罪人の高度の狡智によって，治安判事の怠慢によって，あるいは民衆の愚かな慈悲によって，譴責を免れていたのだった』と書かれている。先のマルクスの文章(4)と同じ趣旨であることがわかる。マルクスは，「この被告人の大きな数も，刑事上の犯罪の5分の1を含んでいない。(schließt diese große Zahl der Angeklagten nicht 1/5 der peinlichen Verbrechen ein)」と述べており，イーデンとともに，裁判にかけられるのを免れた方が5分の1，したがって犯罪者の5分の4は被告人となることを意味している。

複写で示した『貧民の状態』112頁において，(5)の符号を付した部分は，『イングランド

の他の諸州が，サマセットシャよりも良好な状態にあったのではなく，多くの州は，より劣悪な状態にあった』ということで，先のマルクスの文章(5)と，全くといって過言でないほど酷似している。実際にふたつの文章を並べてみることによって，

Marx; Die andren Grafschaften in England waren in keiner beßren Lage als Somersetshire und viele selbst in einer schlechteren.

Eden; The other counties of England were in no better condition than Somersetshire; and many of them were even in a worse.

前者が，後者の英文をドイツ語に翻訳した跡が判然と把握できることだろう。

翻訳について。

すぐ前にみたマルクスの文章のなかで，1/5 der peinlichen Verbrechen「刑事上の犯罪の5分の1」という所。「現実における犯罪者総数の5分の1」(高畠訳，731頁)，「実際の犯罪者の5分の1」(長谷部訳，1124頁。向坂訳，376頁，岡崎訳396頁)「じっさいの犯罪者の5分の1」(宮川訳，227頁)というように，邦訳書では，peinlich を wirklich 乃至 aktuell と同じ意味に解してある。peinlich は，「痛い，苦しい」，「刑事上の」，などの意味であって「現実の，実際の」という意味はないのではないか。また Verbrechen についても「犯罪」という意味が普通であって，「犯罪者」なら Verbrecher となるのではないか。『資本論』英訳書が actual criminal「現実の（実際の）犯罪者」と誤訳したのに，邦訳者たちもひきづられたのではないだろうか。先にマルクスの原文をあげた個所，「この被告人の大きな数も，刑事上の犯罪の5分の1を含んでいない」と起訴率80％を意味している文章が，「5分の1にも及んで居らぬ」(高畠訳)，「5分の1にも達していない」(長谷部訳)，「5分の1をも含んでいない」(向坂訳)，「5分の1も含んではいない」(岡崎訳)，「5分の1もふくんではいない」(宮川訳) という風に，邦訳では，起訴率20％以下を意味するように変えられている。英訳書で does not comprise even a fifth of the actual criminals「実際の犯罪者の5分の1さえ含んでいない」と，even「さえ」が用いられたことにまどわされた結果ではないかと考えられる。

7

『資本論』第1巻第24章第3節「15世紀末以後の被収奪者に対する血の立法。労賃引下げのための諸法律」(Blutgesetzgebung gegen die Expropriierten seit Ende des 15. Jahrhunderts. Gesetz zur Herabdrückung des Arbeitslohns) の前半における血の立法・残虐立法の例示が，イーデン『貧民の状態』を典拠とするものであることを，明らかにしえたと考える。

マルクスは，「血の立法」論・「残虐立法」論において，イーデンの名前は註記していない。無断借用である。そのことが，剽窃行為としてどのように非難さるべきことなのか，筆者にはよくわからない。考えなければならないし，考えるに値する問題だとは思うが，現在のところまとまった判断をもてるに至らないのである。

筆者に確実にいえることは，マルクスという人は，実によく勉強した人だということである。イーデンの仕事も立派である——因みに，マルクスはイーデンを「アダム・スミスの弟子のなかで18世紀になにか有意義な仕事をしたただひとりの人である」(『資本論』第1巻第23章第1節) と評している——が，その立派な仕事に着目して，この大冊の書物を読破し，活用する—『資本論』第10章第3節，第22章第4節，第23章第1節と第5節，第24章第2節と第6節

では，名前をあげて引用している——のに，どの程度の労力が必要か，自分で多少試みてみて，つくづくと思い知ることができた。

それといまひとつ言えることは，「血の立法」論・「残虐立法」論において，例示の材料はイーデンから借りているにしても，血の立法・残虐立法に関する評価はマルクス独自のものであるという事実である。

種々のマルクスの誤解は，複写機のない時代に，恵まれない研究条件の下であわただしく筆記を続けたのだから，当然に発生しうべきはずのものである。筆者がそれを多少指摘したとしても，そこには決して非難の意図は含まれていないことも付言しておきたい。

(1979年5月10日)